

日弁連委員会ニュース

11月号 CONTENTS

死刑廃止を考える	1・2面	法律サービス展開本部ニュース	11・12面
国際人権問題委員会ニュース	3・4面	日弁連刑事弁護センターニュース	13面
税制委員会ニュース	5・6面	刑事法制委員会ニュース	14面
日本司法支援センター推進本部ニュース	7・8面	高齢社会対策本部ニュース	15面
若手弁護士サポートセンターニュース	9・10面	秘密保護法対策本部ニュース	16面

死刑廃止を考える

死刑廃止検討委員会ニュース

編集責任

日本弁護士連合会 死刑廃止検討委員会

2014 第29号

夏期合宿報告

事務局長代行 中村 有作 (岡山)

当委員会では例年8月下旬に1泊2日で夏期合宿を行っています。今年も8月25日、26日に静岡県熱海市の研修施設において開催しました。

一日目は、報告会と講演会が行われました。

2012年に死刑廃止についての州民投票が実施されましたが、僅差で死刑制度は存置されました。アメリカでは、今年10月現在、18州が死刑を廃止していますが、その大きな理由としてコスト論とえん罪が挙げられます。

アメリカでは、死刑事件についてはスーパー・デュー・プロセスが保障されるため、死刑制度を維持するための費用(弁護士費用や検事由の調査費用等)に莫大な金額がかかり、その費用を削減あるいはその他の施策に充てようというのがコスト論です。

1 カリフォルニア州 調査報告会

今年3月に日弁連で実施したカリフォルニア州調査について、堀和幸副委員長(京都)が映像を交えながら報告を行いました。

▼サンクエンティン州立刑務所

サンクエンティン州立刑務所は1852年に設立された、カリフォルニア州最古の刑務所で、同州の男性死刑確定者を収容しています。同州の死刑確定者数は全米最多の742名です(今年1月現在)。2006年に連邦地裁により薬物注射による執行が違憲とされたため、2007年以降、死刑の執行が停止されています。

同刑務所内には広大な運動場があり、白人、アジア系、黒人、ラテン系の収容者のスペースが暗黙の了解で分かれています。死刑確定者は単独室で、部屋にはテレビやラジオもあり、午前7時30分から正午までが自由時間ですが、常に監視下にあり、シャワーは2日に1回このことでした。

▼州民投票

カリフォルニア州は州民投票により死刑制度を復活させたため(1978年)、死刑制度を廃止す

▼特別報告 「カリフォルニア州サンタリタ刑務所を視察して」

今年2月に人権について学ぶアメリカ国務省主催の研修に参加された、毎日新聞外信部の長野宏美記者から、同研修において視察を行ったカリフォルニア州サンタリタ刑務所について報告がありました。

短期刑受刑者等を対象とした同刑務所は、カリフォルニア州で3番目、全米で5番目の規模の刑務所です。約4000人の男女を収容しています。日本と比較して、起床・就寝時間が自由なこと等緩やかな管理が行われており、就職スキルだけでなく、父親・母親講座(よりよい父親・母親になるため)などの多彩でユニークな講座も用意されているということですが、一方で、いわゆる「社会的弱者」の多さなど日本と共通の問題も抱えているとのことでした。

2 講演会「袴田事件の再審開始決定が投げかけるもの」

今年3月、袴田事件について、静岡地裁が再審を開始し、死刑及び拘留の執行を停止する画期的な決定をしたことを受けて、夏期合宿でも本テーマを取り上げました。

▼報告「冤罪 袴田事件」と死刑制度

はじめに、袴田事件弁護団の戸館圭之会員(第二東京)から、袴田事件の概略と再審請求に当たり特に苦労された点について報告がありました。

今回の静岡地裁の開始決定では、いわゆる「5点の衣類」についての①DNA鑑定の不一致と②証拠としての不自然さが要点として挙げられるとのことでした。「5点の衣類」に附着していた



講師の葛野尋之教授(右)と戸館圭之会員(左)

DNAは袴田氏のものと一致せず、また、一年以上味噌に漬かっていないとするには不自然と判断されたのです。静岡地裁は、捜査機関による証拠のねつ造の可能性を認め、これ以上の身体拘束は「耐え難いほど正義に反する」として拘留の執行も停止しました。

袴田氏の死刑が執行されていたら、再審開始決定の意義の大半は失われていました。今回の決定は、刑事司法の在り方や死刑制度の問題点を改めて提起していると思います。

▼講演「袴田事件再審開始決定と死刑制度」開始決定の教訓に学ぶ

続いて、一橋大学大学院法学研究科の葛野尋之教授から、袴田事件の再審開始決定の意義や死刑問題への教訓について、御講演がありました。

谷垣法務大臣による6回目の死刑執行

2014年8月29日、東京拘置所及び仙台拘置支所において、それぞれ1名に対し死刑が執行されました。谷垣法務大臣(当時)による6回目の死刑執行であり(執行した人数は計11名)、極めて遺憾な事態です。

日弁連は、執行当日、直ちに「死刑執行に強く抗議し、改めて死刑執行を停止し死刑廃止について全社会的議論を開始することを求める会長声明」を発表し、谷垣法務大臣宛て提出しました。会長声明は、日弁連のホームページにて御覧いただけます。

また、各地の弁護士会も会長声明を発表しています。

私が特に感銘を受けたのは、①アメリカでは、死刑は取り返しのつかない特別な刑罰であるため、スーパー・デュー・プロセスが保障され、②スーパー・デュー・プロセスが保障されること、③日本においてもスーパー・デュー・プロセスが保障されること、④えん罪と誤った死刑適用の救済手続が強化されることが必要であると述べられました。

二日目は、各チームに分かれて議論を行い、その後全体会議で、今後の運動論等についての議論を行いました。

「死刑及び終身刑に関するカリフォルニア州調査報告書」を発行しました。お問い合わせは日弁連法制第二課(TEL03-3580-19985)まで。

御案内 死刑廃止を考える日

今年、袴田事件の再審開始決定を受けて、「誤判・えん罪と死刑制度」をメインテーマにシンポジウムとして開催します。奮って御参加ください。

日時 2014年11月15日(土) 13:30~17:00(開場13:00)

場所 青山学院大学17号館3階309号室 (東京都渋谷区渋谷4-4-25) 東京メトロ「表参道駅」より徒歩5分

内容(予定)

- ジュリア・ロングボトム駐日英国公使のスピーチ
- 袴田事件について(報告)
 - 小川 秀世 弁護士(袴田事件弁護団事務局長)
 - 袴田 巖さん(御体調によってお越しいただけない可能性があります)
 - 袴田 秀子さん(袴田巖さんの姉)
- パネルディスカッション
 - 笹倉 香奈 甲南大学法学部准教授
 - 野呂 雅之 朝日新聞大阪社会部「災害専門記者」(前論説委員)
 - 小川 秀世 弁護士
 - 菊田 幸一 弁護士・明治大学名誉教授
 - 小川原 優之 日弁連死刑廃止検討委員会事務局長

入場無料

事前申込不要

主催:日本弁護士連合会 協賛:青山学院大学大学院法務研究科 問合せ先:日弁連法制第二課 TEL 03-3580-9985

坂上香氏講演会

アメリカの終身刑について聞く

副委員長 堀 和幸(京都)

日弁連は、2011年10月に行われた第54回人権擁護大会において、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言を採択し、この宣言を受けて設置された当委員会では、死刑を廃止する場合、死刑に代わる最高刑として仮釈放のない終身刑を導入することの検討をも含めて議論すべきであると考えています(以下、仮釈放のない終身刑を「LWOP」(Life imprisonment without parole)、仮釈放の可能性のある終身刑を「LWP」(Life imprisonment with parole)、LWOPとLWPを総称して「終身刑」と言います。)

なったこと、③映画「ライファーズ」の舞台となったカリフォルニア州でも終身刑受刑者が急増しており、全受刑者に占める終身刑受刑者の割合は約30%(約4万人、うちLWOP受刑者は約4600人)で全米で最も多いこと、④同州のLWP受刑者の中で仮釈放になる者は1990年代では8〜27名と少なかったが、2000年以降増加し、2013年は660名であったことなどを報告されました。

そして、一般的な重罰化につながることで、死刑抑止とは関係ないこと(少なくとも実証的なデータのないこと)、非人道的であることなどの理由から、LWOPの導入については否定的な見解を述べられました。

しかし、日本にはLWOPはなく(日本の無期懲役刑は実質的にはLWOPと化していますが)、その実態や弊害の有無などについての知識・情報は十分とは言えません。他方、米国では、アラスカ州を除く全ての州にLWOPがあります。そこで、2014年9月24日、米国の終身刑の実態に詳しく、映画「ライファーズ」終身刑を超えて」をプロデュース・監督され、「ライファーズ 罪に向きあう」などの著作もある坂上香氏に、米国の終身刑の実態について御講演いただきました。

LWOPについては、導入の可否、時期(死刑を存置したままか、死刑廃止と同時に)などについて様々な意見があります。まずは、LWOPを持つ諸国の実態や問題を把握し、その導入の是非についても議論をしていく必要があります。その議論自体が「死刑廃止についての全社会的議論」を活性化させるはずだ、と再認識しました。本講演会を機に、LWOPについての調査・研究、議論を更に深めていきたいと思えます。

坂上氏は、まず、米国における終身刑の実態について、①終身刑受刑者はおよそ16万人、うちLWOP受刑者は約3分の1のおよそ5万人であるが、終身刑受刑者は増加傾向にあり、特にLWOP受刑者は、1992年以降約4倍に増加したこと、②死刑違憲判決(1972年のファーマン判決)以前にLWOPがあったのは7州にすぎず、しかも、ほとんど使用されていなかったが、同判決以降、各州でLWOPを導入する動きが活発と



講演を行う坂上香氏

弁護士会の活動紹介 Part 4

愛知県弁護士会

委員 井上 健人

2014年7月19日、愛知県弁護士会の主催により、「死刑廃止を考える」日2014 袴田事件再審開始決定から死刑えん罪を考える」と題する市民集会が開催されました。集会は、袴田事件を通して、えん罪、ひいては死刑制度を考える趣旨の下に行われました。冒頭、袴田さんの姉、袴田ひで子さんが挨拶され、厳さんは拘禁反応の症状が続いているものの、穏やかに生活しているとの報告がありました。

次に、袴田事件弁護団の角替清美会

員(静岡県)より、袴田事件においてえん罪が生まれた要因の説明がありました。更に、一橋大学の葛野尋之教授による基調講演がありました。葛野教授からは、袴田事件が示した刑事司法改革への教訓として、例外なき取調べの可視化、証拠開示の重要性が指摘されました。同時に、死刑制度については、誤判の可能性を直視して、死刑制度の廃止や死刑の執行停止、誤判原因の調査活動の徹底、誤った死刑適用を回避するためにスーパー・デュー・プロセスを保障することの重要性を説かれました。

その後、日弁連死刑廃止検討委員会委員長代行兼副委員長でもある小林修会員(愛知県)がコーディネーターを務め、袴田ひで子さん、角替会員、葛野教授に加えて、袴田事件を取材されてきた中日新聞の奥村圭吾記者を交えてパネルディスカッションが行われました。奥村記者からは、一般市民の袴

田事件の受け止め方、再審開始決定の前後における反響の違いが報告されました。角替会員からは、袴田事件で死刑えん罪を生んだ責任は、裁判所、弁護士、マスコミにもあるとの指摘がなされました。更に、葛野教授からは、死刑は取り返しがつかない制度であり、そうした制度を保持できるほど、完全な刑事制度が果たしてあるのか、という疑問が投げかけられました。

最後に、袴田ひで子さんから、人が人を裁くことには過ちがあり得る、そのため、死刑制度には反対であり、他の制度に代えられないかと思う、と率直な思いが語られました。

山口県弁護士会

会員 大崎 真

(2013年度同弁護士会副会長)

2014年3月8日、新山口タミナルホテルにおいて、中国地方弁護士会連合会との共催で、「死刑を考える日」のイベントを行いました。

本イベントにおいては、前半で名張毒ぶどう酒事件を題材として制作された「約束 名張毒ぶどう酒事件 死刑囚の生涯」を上映しました。この映画は、奥西勝さん役の仲代達矢さんと奥西さんの母タツノさん役の樹木希林さんらの名演技により、死刑確定者の心境等がひしひしと伝わってくるものであり、会場からは時折鼻をすする音などが聞こえ、感銘を受けたといった感想が寄せられました。

後半は、同事件の再審弁護団のメンバーであり、日弁連死刑廃止検討委員会委員長代行兼副委員長でもある小林修会員(愛知県)から、名張毒ぶどう酒

事件の概要、経過や第8次再審請求等について講演がありました。また、日弁連の死刑問題への取組についても説明がありました。会場からはもっと講演の時間をとって話を聞きたかったという多くの声とともに、再審制度の問題点を指摘する声も多く寄せられました。

本イベントには多くの方に御参加いただき盛況となりました。また、本イベントに参加し死刑制度について改めて考える良い機会となったとの感想も多く寄せられており、本イベントの目的を達成することができたようです。

小林修会員をはじめ、本イベントの準備等にアドバイスをいただいた諸会員に御礼を申し上げ、本イベント開催の紹介とさせていただきます。

熊本県弁護士会

委員 板井 俊介

2014年3月23日、熊本県弁護士会において死刑廃止プロジェクトチームが設置されて以降初めての企画となる、「死刑を考えるつどい」を開催しました。

衛藤二男会長が開会の挨拶を述べた後、早速、企画に入りました。

まず、私から、従来の死刑存廃を巡る議論状況の整理として、①憲法論の観点、②死刑の犯罪抑止力、③誤判の恐れ、④被害者側の事情、⑤犯人の更生可能性、⑥国民世論との関係、⑦国際的潮流との関係という7つの視点で、死刑存置論、死刑廃止論の立場からの議論状況を説明しました。

これを踏まえて、土本武司氏(筑波大学名誉教授・元最高検検事)から、「死刑は残虐な刑罰か」と題する講演があ

りました。我が国における死刑制度の歴史を辿り、憲法36条の「残虐な刑罰」への該当性を検討した結果、現状の絞首刑という執行方法は「限りなく残虐な刑罰に近い」との評価に至ったとお話がありました。その後、土本氏が実際に経験された死刑確定者とのやり取りについて紹介があり、人間には変わり得る要素があるのではないかと、という点を強調されました。

講演の終了後に会場の参加者から、「死刑廃止を宣言せず、ただ『議論をしましょう』と言っただけの日弁連の姿勢は消極的ではないか」という意見が出ました。私からは「現時点では会内議論が熟していないため、慎重に議論しているのだと思う。今後の参考にしたい。」と回答しました。

死刑廃止について社会的な役割を果たすため、今後、日弁連がどのような方向性で活動すべきか、考えさせられる一幕でした。

詳細版パンフレットを発行しました

日弁連から、パンフレット「死刑廃止についてもっと議論してみましょう」(A4判・16頁)を発行しました。この問題の論点をほぼ網羅し、具体的なデータや背景なども示した「詳細版」です。昨年6月に発行した「簡易版」パンフレット(死刑廃止について議論をはじめましょう)とともに是非御活用ください。お問合せは、日弁連法制第二課(Tel:03-3580-9985)まで。日弁連ホームページにも掲載しています。